

「安心！広島ブランド」認証制度に係る県の事務手続等について

1 目的

「安心！広島ブランド」トレーサビリティシステム認証要領及び「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領に規定する県の事務手続等に関し、必要な事項を定める。

2 「安心！広島ブランド」トレーサビリティシステム認証要領

当該要領で規定する県の全ての事務手続は、農林水産局農業技術課（以下「農業技術課」という。）が行うものとする。

3 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領

(1) 生産届

市町は、当該要領の4の(3)の届出書等を、市町を所轄する農林水産事務所（農林事業所）農村振興課（以下「農村振興課」という。）に提出するものとし、農村振興課は提出された届出書等の内容を確認し、適当と認める場合は当該要領の5の受理を行うものとする。

農村振興課は、生産届を受理した際は、届け出者に対し受理した旨を市町を經由して連絡するとともに、農業技術課に対し、別記様式第1号及び別記様式第2号（ガイドライン別記5）の写しを添付して提出するものとする。

なお、当該要領の6の生産変更届出書等が提出された場合は、市町及び農村振興課は、上記に準じた手続を行うものとする。

(2) 認証申請

市町は、当該要領の7の(2)の認証申請書等の提出を、農村振興課を經由して行うものとし、農村振興課は、意見を附して農業技術課に提出するものとする。

(3) 現地確認

当該要領の8に規定する原則として行う現地確認等は、農村振興課が行うものとし、必要に応じて認証申請前に現地確認等を行うことができるものとする。

また、2年間連続して、適切な栽培及び事務手続を行った申請者については、申請者から提出される写真等の関係書類等を確認することで、現地確認と代えることができるものとし、申請者は農村振興課から関係書類等の提出を求められた場合は、市町を經由して農村振興課に提出するものとする。

(4) 実績報告

市町は、当該要領の12の実績報告書等を、農村振興課を經由して農業技術課に提出するものとする。

(5) (1) から (4) の農村振興課が行う事務手続並びに当該要領7の届け出を受理された者が実施する生産管理にあたり、農業技術指導所は、必要に応じ技術支援を行うものとする。

(6) 当該要領の8の認証は、農業技術課が行い、農村振興課を經由して通知するものとする。

4 認証事務手続等フロー図

別紙

附 則

この事務手続等の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この事務手続等の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

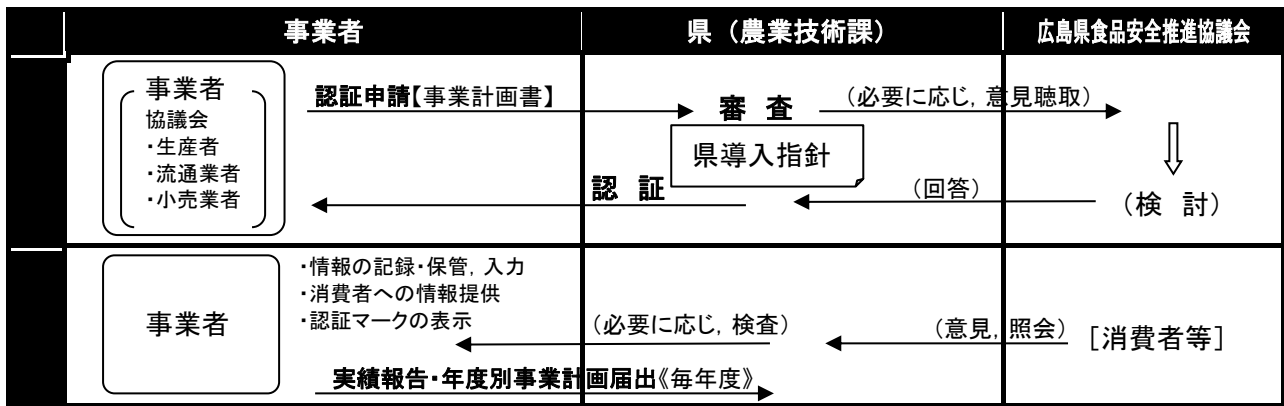
この事務手続等の改正は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

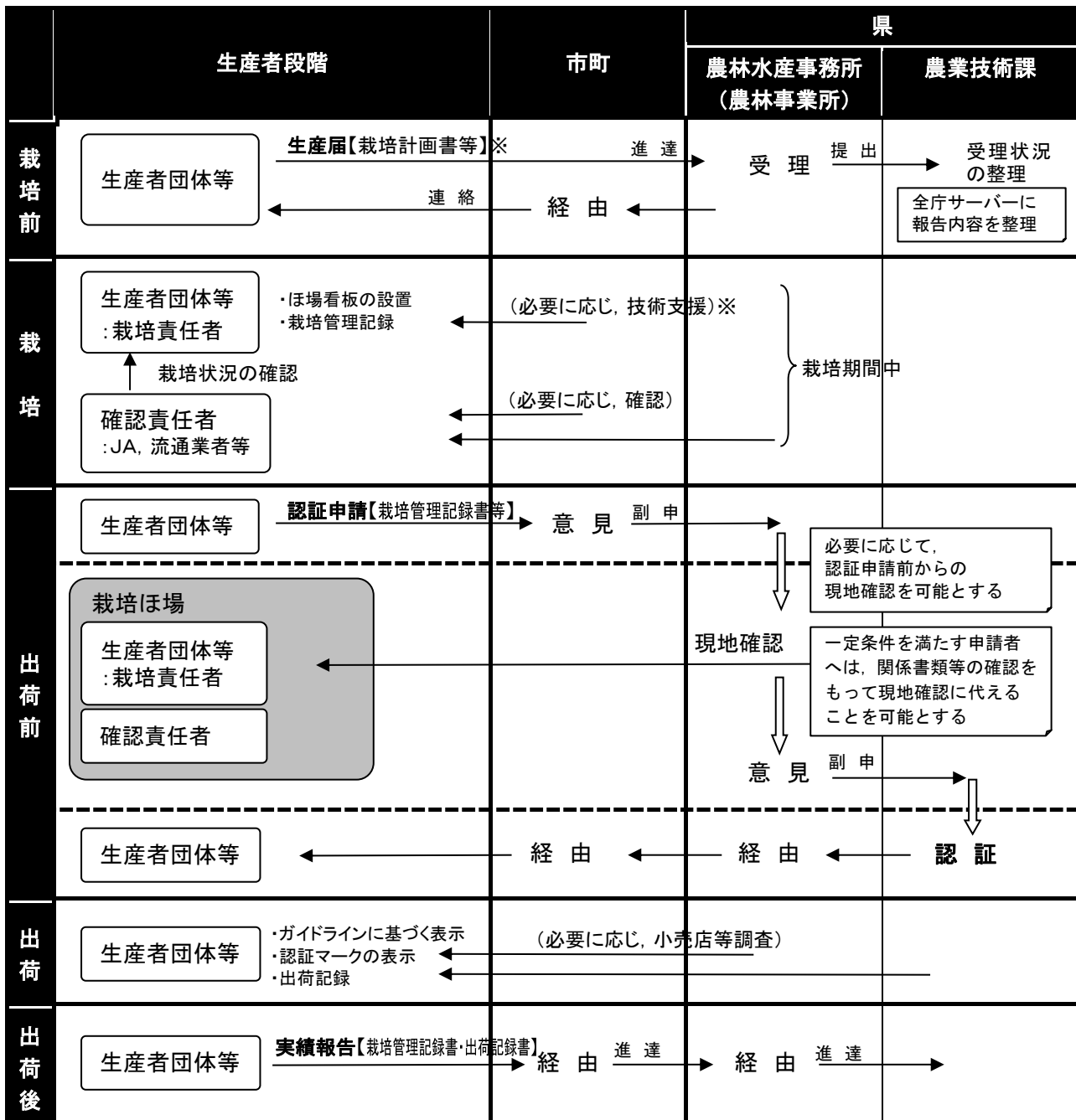
この事務手続等の改正は、平成27年4月1日から施行する。

認証事務手続等フロー図

1 トレーサビリティシステム《認証有効期間：3年間》



2 特別栽培農産物《1作物・1作型の認証》



※生産管理にあたり、必要に応じて行う県の技術支援については、農業技術指導所が対応するものとする。